平成２１年（フ）第５７４号
堺市堺区出島海岸通３丁６番22号、前住所大阪市住吉区苅田９丁目４番９―102号
債務者　吉﨑　幸恵（旧姓坂東）
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８８０号
堺市西区上22番地、前住所堺市西区上361番地１
債務者　中西　裕子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２９０号
大阪府河内長野市南花台６丁目18番８号
債務者　藤原みつ子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４６９号
堺市美原区菅生878番地16
債務者　栗山　光明
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５３６号
大阪府羽曳野市羽曳が丘西６丁目２番８号
債務者　鈴木百合子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５４７号
堺市南区稲葉３丁325番地18
債務者　松田綾子こと　李　　綾子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５６２号
大阪府柏原市大県４丁目４番10号
債務者　森山眞理子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３８号
兵庫県西脇市鹿野町748番地の６
債務者　松﨑　美佳
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第３７２号
香川県高松市田村町750番地１　市営住宅あかつき団地３―12号
債務者　松村　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４８号
沖縄県石垣市字大浜69番地の１　コーポまえつ２―東
債務者　島袋　尚子（旧姓山根）
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第５４号
沖縄県石垣市字登野城435番地の２
債務者　小禄　玄長
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第１６５３号
愛知県東海市加木屋町東大堀７番地の13　グランコートさつきケ丘　４―Ｂ
債務者　小坂　マキ
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６７５号
愛知県半田市南二ツ坂町１丁目４番地の４
債務者　東　　朋子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５６７９号
大阪府八尾市黒谷５丁目164番地の18
債務者　上田ひとみ
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７６４号
大阪市東住吉区公園南矢田１丁目15番23号
債務者　堀川　　章
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８６３号
大阪市都島区大東町３丁目９番５―402号
債務者　高山こと　高　　順子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１１５号
兵庫県宝塚市山本野里１丁目６番11―302号、申立時の住所大阪市住吉区長居４丁目９番23号　サンフラワー長居505号
債務者　岡林　優佳
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３８９号
大阪府枚方市楠葉並木１丁目19番１―105号
債務者　板見　信彦
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部